

【未定稿】

全法制には新たな義務を課す規定はございません。

○山下雄平君 このような抑止力、防衛力というような話をするとすぐ荒々しく聞こえますけれども、最優先は外交で平和解決を目指すということだとだと思います。そのために、外交力の強化にどのように取り組むおつもりでしょうか、お聞かせください。

○国務大臣（岸田文雄君） 外交を通じて安定し、そして見通しが利き、そして我が国にとって好ましい国際環境をつくっていく、これは我が国外交安全保障政策の要諦であると考えています。そして、紛争もまずは平和的に解決するという考え方、これは大事であると思います。

そういう考え方に基づいて、我が国としまして積極的平和主義の考え方に基づいて、人間の安全保障ですか、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジですか、開発協力ですか、軍縮・不拡散、人権、さらには法の支配、こうした課題において我が国らしい取組をしっかりと行っていかなければならぬと考えています。

そうしたためには、我が国の外交体制をしっかりと整備していかなければならないということで、人的にも物的にもあるいは情報の収集や分析能力においても、総合的な外交力を付けていくことが重要だと考えています。そういう観点から、是非外交体制の整備しつかり努めていきたいと考えています。

ます。

○山下雄平君 国会議員の役割というのは、政府の誤りを正す、チエックするということとともに、より良き政策、より良き道を示していくことだとどう思います。どうやら将来にわたりいうふうにも思います。どうやら将来にわたり日本と日本国民の平和を守つていけるのか、そして世界平和のために日本としてどのように貢献していくのか、そうしたことに我々は貢献していくかなければならないと思っております。

そういうことに今後の審議が資することを祈念いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○蓮舫君 民主党の蓮舫です。

総選挙、与党が圧勝、安保法制は与党勝利により来年夏までに終了。昨年、総選挙の四日後の十一月十四日、訪米した統幕長が米軍高官と会談。発言内容資料が一日、仁比委員から大臣に手渡しされました。

存否は分かりましたか。

○国務大臣（中谷元君） 先日、仁比委員が示した資料につきまして、現在、防衛省が作成したか否かも含めまして調査中でございます。

○蓮舫君 あつたかなかったかというのに何で二日も掛かるんですか。

○国務大臣（中谷元君） この資料が防衛省が作成したかどうか否かも含めまして調査中でござい

ます。

○蓮舫君 これは統幕長の発言がメモにされました。統幕長に会いましたか。

○国務大臣（中谷元君） 統幕長から、会つて話も聞きました。

○蓮舫君 自分の発言だと認められましたか。

○国務大臣（中谷元君） この資料につきましては、現在、防衛省が作成したかどうか否かも含めまして調査中でありますので、この点についてはコメントは差し控えたいと思います。

○蓮舫君 答えてください。統幕長と大臣がお会いをしたときに、統幕長は自身の発言だと認めましたか。

○国務大臣（中谷元君） 当然、統幕長とも話をいたしておりますが、他方で、この統幕長の訪米時の一連の会談というのは、この内容を公表するなどを前提として行われたものではございませんので、相手方の関係もありまして、具体的なやり取り、内容につきましてはお答えすることは差し控えたいと思います。

○蓮舫君 統幕長と大臣がお会いしたときに、これは統幕長、君の発言かと大臣は確認をしましたか。

○国務大臣（中谷元君） これは資料の内容に伴うことでもございます。現在、防衛省はこの資料が防衛省の内部で作成されたものかも含めまして

【未定稿】

平成27年9月4日 平和安全

調査をいたしております。（発言する者あり）

○委員長（鴻池祥肇君） 速記を止めてください。

〔速記中止〕

○委員長（鴻池祥肇君） 速記を起こしてください

い。

○国務大臣（中谷元君） 統幕長とも会いました、

話もいたしております。

この統幕長の訪米時の一連の会談に関するものであります。この会談というのは、まず、この内容を公表することを前提として行われたものではないということ、また、相手方との関係もありまして、具体的なやり取り等につきましては、これはお答えすることは差し控えていきたいという

ことでございます。

○蓮舫君 統幕長の発言かどうか確認しましたか。

○国務大臣（中谷元君） 当然、訪米して会談を

したといふことでございます。

この中身等につきましては、これはやはり、中身につきましては話を聞きましたけれども、一般に、外國とのやり取りに関する資料につきましては、相手方との信頼関係に関わるものであるといふ意味で、大変慎重な取扱いを要するというふうでございます。

○蓮舫君 統幕長の発言を聞いて、問題があると大臣は認識しましたか。

○国務大臣（中谷元君） この資料の中身につい

ては精査中でございますので、この中身について

はコメントは控えたいと思いますし、また統幕長の発言におきまして、この内容等につきましては、一部始終聞いたわけではございませんが、この資料等につきまして、防衛省の中で作成されたものであるかどうか、提示された内容については調査をしているということでございます。

○蓮舫君 実に多くの問題発言があるんですが、

E2D、グローバルホークスを日本は導入する」とを決めた、統幕長。それを受けて米軍高官は、このような決定を耳にすることができ、うれしく思つう。

十一月十四日時点で、E2D、グローバルホークは予算認められていましたか。

○国務大臣（中谷元君） E2Dにつきましては、警戒監視能力を強化するために中期防において新たな早期警戒管制機を四機整備することとしており、昨年、機種選定を行いまして、昨年十一月二十一日、防衛大臣がE2Dを選定をしたといふでございます。

○蓮舫君 いや、選定は予算じゃありません。予算が認められていないのに、米軍高官に統幕長が行って、導入決定、明言しているじゃないですか。

○国務大臣（中谷元君） 事実関係として、十一月の二十一日に防衛大臣がE2Dを選定をしたといふでございます。

○蓮舫君 予算は認められていましたか。

〔速記中止〕

○国務大臣（中谷元君） 昨年、防衛大臣が、前

の大臣ですが、E2Dを選定をしたといふでございましたが、現時点におきましても、予算につきま

してはまだ認められないといふことでございま

す。

○蓮舫君 いいですか。これら戦闘機は、その統幕長が発言をしたとされる、翌年一月十四日の政

府提出平成二十七年度予算案に初めて計上、この予算案が成立したのは年度を超えた四月九日。国会に提出されず、予算審議も経ていないので、予算も通つていないのに、米軍高官に対して、導入を決定、うれしく思うとまで答えをさせてしまつている。

○國務大臣（中谷元君） 事実関係といいました

で、昨年の十一月二十一日に防衛大臣がE2D、これを選定をした、決定をしたといふことでござる

ります。

○蓮舫君 いや、選定は予算じゃありません。予

算が認められていないのに、米軍高官に統幕長が行つて、導入決定、明言しているじゃないですか。

○國務大臣（中谷元君） 事実関係として、十一月の二十一日に防衛大臣がE2Dを選定をしたといふでございます。

○委員長（鴻池祥肇君） 速記を止めてください。

○委員長（鴻池祥肇君） 速記を起こしてください。

○國務大臣（中谷元君） これは、E2Dについ

て事実関係について御質問がありましたので、そ

【未定稿】

平成27年9月4日 平和安全

の事実をお答えただけでございます。

この資料につきましては、現在、防衛省が作成したか否かも含めて調査中でございますし、また、中身等につきましては、これについては私も言及できないことでございますので、そういう立場でお答えをただけのことです。

○蓮舫君 これは早く存否認めください。あつたのかなかつたのか。本物なのかそうじやないのか。それが本物だった場合に、国会軽視、文民統制、大臣さえもこけにされている問題なんですよ。いつまでに出しますか。

○国務大臣（中谷元君） 現在 調査中でございます。できるだけ早期に終えるように鋭意調査は進めておりますけれども、この中身等につきまして非常に、他国との関係等もございますので、その点につきましてはしっかりと調査をした上でお答えをさせていただきたいと思っております。（発言する者あり）

○委員長（鴻池祥肇君） 速記を止めてください。

〔午後一時五十一分速記中止〕

○委員長（鴻池祥肇君） 速記を起してくださ
い。

蓮舫君の質問の前あるいは大臣の答弁の前に、
私から申し上げたい件があります。
ただいまの資料の件であります、水曜日に共

産党から提示をされて、大臣が受け取つておられる資料です。これについてあるかなきか、これがただいまの問題になつていてるわけです。その存否についてすぐさま返事をしようということで、多くの方々、そのように思つておられるかもしれませんけれども、現在これは調査中であるという答弁でございますので、どうかひとつその辺りはお認めいただいて、早急にといつても日を決めなきやいけませんので、来週の月曜日には必ずそのままでござりますので、どうかひとつその辺りはお認めいただいて、早急にといつても日を決めなきや

水曜日から今日に至るまで存否について返事がな
いということは極めて遺憾なことであるといふこ
とも申し上げながら、大臣の答弁を今からしてい
ただきたいと思います。

○蓮舫君 資料の一枚目、これは福山哲郎委員が、安倍総理の発言が、公明党の北側先生の三原則、自衛隊員の安全確保が、全ての安保法案に盛り込んだという議事録でございます。

○國務大臣（中谷元君） 中谷大臣に確認をしますが、自衛隊法改正案、新設される九十五条の一、自衛隊員の安全確保措置は盛り込みましたか。

○國務大臣（中谷元君） この九十五条の一に対する安全確保につきましては、まず、米軍等の部隊の武器等を防護するに当たりまして、法文上、我が國の防衛に資する活動から、現に戦闘行為が行
われている現場で行われるもの除去しているところでございます。これによりまして、自衛隊による警護が米軍等による武力の行使と一体化をしないことを担保すると同時に、本条において、国又は国に準ずる組織による戦闘行為に対処すること
はなく、したがつて、武力攻撃に対応することがないようございました。

でも、これは、いついつまでに出してくれとい
うのは、委員長が月曜日までと言つるものではなくて、大臣が命令をするものじやないですか。そ
ういうときに大臣が部下に命令をして、来週の月曜
日までに、国会審議に支障が出ないようにすぐ出
せと命令を出していくだけますね。

【未定稿】

平成27年9月4日 平和安全

また、この規定は、本条による警護を任務とし
て付与された自衛隊員の安全の確保にも資するも
のであると考えております。

○蓮舫君　自衛隊法改正で新設される九十五条の
二、米軍等の武器等防護、それともう一つ、今回
出された周辺事態法の改正案、重要事態法案、こ
れは、同じ重要事態法案で自衛隊員は後方支援と、
それと武器等防護ができる。ところが、後方支援
においては、防衛大臣が活動地域を指定もできる
し、あるいはその中止、あるいはその変更もでき
るんですが、武器等防護の場合にはそういう規定
が一切ありません。なぜでしょうか。

○国務大臣（中谷元君）　現に戦闘行為が行われ
ている現場で行われるものを見いでいるからで
ざいます。

○蓮舫君　前回の私の質問のときに、資料の四枚
目を見ていただきたいのですが、大臣は二つ問題
ある答弁をしています。一つは、条文にはござい
ません、認めているんです、危険回避措置がない
ことを。条文にはございませんが、このような重
要影響事態に際して重要影響事態法の中に規定を
していることでございますと。

自衛隊法改正の九十五条には、重要影響事態法
案に定める制限、安全確保措置が掛かるんですか。
○国務大臣（中谷元君）　重要な影響事態が後
方支援でございますので、現に戦闘行為が行われ

ていない現場で活動しなければなりませんし、ま
た、防衛大臣もこの実施区域、これを指定する際
におきましては、これから活動期間を通じて戦闘
が行われていない見込みがある地域を指定すると
いうことで、この重要影響事態には安全確保が規
定されているわけです。

○蓮舫君　大臣、分かっていますか。

今言っているのは、重要影響事態法案に係る危
険回避措置です。私は、もう一本一緒に出してき
た自衛隊法改正案で新設される九十五条の二が何
でこの法律に係るんですか。

○国務大臣（中谷元君）　九十五条の二の法案の
条文の中に、現に戦闘行為が行われている現場で
行われるものを見いくと規定をいたしておりまして、
これによりまして、武力行使の一体化をしないと
いうことを担保すると同時に、この戦闘行為す
なわち国際的な武力紛争の一環として行われる人
を殺傷し又は物を破壊する行為に対して、武器を
使用することはしないように担保しているわけで
ござります。

○蓮舫君　私が伺っているのは、大臣が答弁して
いるんです、重要影響事態法の危険回避措置が
九十五条の二に係るって答弁している。間違いじ
やないですか。

○国務大臣（中谷元君）　重要な影響事態におきま
しても九十五条の二による警護が可能でございます。

して、こういった重要な影響事態における活動支援
をしている場合は重要影響事態法が適用されます。
しかし、重要な影響事態法が実施されていない場合
におきましても九十五条の二が使えますので、適
用される場合と適用されない場合があるというこ
とでございます。

○蓮舫君　重要な影響事態法案は、米軍等の後方支
援及び捜索救助活動を対象に規定。この規定は、
別法の米軍等の武器等防護を行う自衛隊改正案に
適用されるんですか。

○国務大臣（中谷元君）　ちょっと整理して申し
上げますが、九十五条の二の対象となる部隊が、
まず自衛隊と連携して我が国の防衛に資する活動
に従事していることだけではなくて、条文上、こ
れ、現に戦闘行為が行われている現場で行われる
ものを除くと規定をしておりまして、これにより
まして自衛官の安全措置は図られております。

重要な影響事態、これにつきましては、この法律
において、この活動が後方支援でありますので、
現に戦闘行為が行われている現場で行わないとい
うのが大原則でありまして、そういう中で九十五

条の二を使うわけでございますので、そういう場
合におきましては適用されますし、また、重要な影
響事態で活動中に戦闘行為が発生した場合には、
その活動を危険回避をするということでおっしゃいます。
その活動を危険回避をするということでございます。

【未定稿】

○蓮舫君　自衛隊法で派遣をされた武器等防護の職務を担つた自衛隊員が、何でほかの法律の重要な影響事態法で後方支援担つて自衛隊の法律に適用されるんですか。根拠はどこにありますか。

○国務大臣（中谷元君）　重要影響事態におきまして活動している米軍に対してもこの九十五条の二において警護することができるようになっております。したがいまして、大本の重要影響事態になります。

おきましてそういうふた適用がない場合におきましてはそれができないということでもござりますし、また九十五条の二、これ、重要影響事態において米軍等部隊と連携して輸送、補給等を行う場合に、その近傍において戦闘行為に当たる行為の発生が予測される場合においては重要影響事態法の規定に基づいて自衛隊の活動を一時休止をするということになりますので、この九十五条の二の警護を中心とする場合には、その同条に規定する自衛隊と米軍等が現に連携しているとはもはや言えなくなります。したがいまして、対象となる区域から現に戦闘行為が行われている現場で行われるものをお除くという規定からも明らかとなつていてころでございます。

○蓮舫君　重要影響事態法案に自衛隊の武器等防護を任ずる条文はありますか。

○国務大臣（中谷元君）　これは九十五条の二に

明記されていまして、重要影響事態に際して行われる輸送、補給の活動、これが入っております、我が国の防衛に資する活動として。したがいまして、重要影響事態法において、それに参画をする自衛隊、「これは」の九十五条の二の適用を受けるということは当然のことです。〔発言する者あり〕

○委員長（鴻池祥肇君）　速記止めください。

〔速記中止〕

○委員長（鴻池祥肇君）　速記起こしてください。

○国務大臣（中谷元君）　重要影響事態には規定はございません。ただ、重要影響事態の活動において九十五条の二の警護活動、これは可能でございます。なぜなら、重要影響事態の輸送、後方支援をしている中で、九十五条の二というものは、我が国の防衛に資する活動において米軍の支援ができるということです。〔発言する者あり〕

野呂田六類型というのは、まず武力紛争の発生が差し迫っている場合、第一」というと、武力紛争が発生している場合でございますか。（発言する者あり）発生している場合においては、我が国がまさにこの重要影響事態に指定をされるということではないでしょうか。

○委員長（鴻池祥肇君）　速記を止めください。

〔速記中止〕

○委員長（鴻池祥肇君）　速記を起こしてください。

○国務大臣（中谷元君）　重要影響事態について申し上げれば、武力紛争が発生している場合と武力紛争が発生していない場合があります。

お尋ねの武力紛争が発生している重要影響事態の場合は、当該武力紛争に対処している米軍等の部隊に対する侵害行為は米国等に対する武力攻撃の一環として行われるものと考えられるため、防衛大臣が九十五条の二において当該部隊の武器等の警護を行うという判断をすることはできません。

○蓮舫君　大臣の答弁は二転三転して、そしてもう全く整合性が取れていないということをちょっと御自身で一度整理をされた方がいいと思うんですが、九十五条の二は平時の規定ですか。

○国務大臣（中谷元君）　この六類型、六事例ですね、これはあくまでも事例でありまして、その事例の第二に武力紛争が発生している場合を挙げ

【未定稿】

平成27年9月4日 平和安全

ております、事例を。この場合に、重要影響事態に指定するかどうかは、政府としてこれは認定をするわけでありまして、この場合は武力紛争が発生している場合であります。

○蓮舫君 平時かと聞いているんです。

○国務大臣（中谷元君） その平時という意味が、我が国の……

○蓮舫君 中身が違う。

○国務大臣（中谷元君） 平時という意味ですか。

○蓮舫君 平時ですかと聞いているんです、五十条の二は。

○国務大臣（中谷元君） 平時という意味は、その武力……

○蓮舫君 意味は聞いていません。平時ですか。

○国務大臣（中谷元君） 武力攻撃とか存立危機が発生していないということを平時というなら、平時でございます。

○蓮舫君 資料の六を見てください。

大臣は、九十五条は平時の規定と、今と同じ答弁をしました。さらに、私の質問の同じ答弁では、九十五条は平時の規定かつ重要影響事態等とは状況が違っている別物だと答弁しました。さらに、同じ答弁で、平時で重要影響事態は含むと答弁しました。

この三つのうち、どれが当たりですか。

○国務大臣（中谷元君） まず、我が国を視点に

置きまして、この九十五条の二が適用されるのはいわゆる平時です。あるいは、武力紛争が発生しない重要事態ということになるわけでござりますが、この大森、失礼しました、野呂田、野呂田さん、野呂田大臣の六事例というのは、我が国周辺において武力紛争が発生している場合でございます。あくまでも九十五条の二が適用されるのはいわゆる平時ということでおござります。

○蓮舫君 さらに、大臣は答弁で、自衛官が防護している武器等が攻撃をされた場合、その攻撃が国若しくは国に準じる組織ではない場合、自衛官は、武器使用は武力行使にはならないと答弁していますが、これはそのとおりですか。

○国務大臣（中谷元君） 武力行使に当たらないということでおございまして、この武力の行使という定義は、国際紛争の一環とする武力攻撃、これが組織的、計画的に行われているかどうかということでおございまして、それが至らないという範囲に入ることでございます。

○國務大臣（中谷元君） これは、第三国の軍艦又は軍用機が実際に米軍等に対し攻撃を行うとすれば、基本的には戦闘行為、すなわち国際紛争の一環として行われる人を殺傷し又は物を破壊する行為としてのものと考えられるために、そのような場合には改正後の九十五条の二により対処することはありません。そのため、お尋ねの資料の記述につきましては、幅広い分析と研究という観点から、担当者が口頭により必要な説明を行うことを前提としつつ、あえて極端な例として示したも

こういう整理でよろしいですか。

○国務大臣（中谷元君） そのとおりでござります。戦闘行為に対処して武器を使用しないということがあります。

○蓮舫君 資料八枚目にお配りをしておりますが、これは理事会に提出された航空幕僚監部の内部資料です。法案審議が始まった五月に作られていました。

安保法案についての説明で、米軍等の部隊の武器等防護の説明では、自衛隊の防護対象であるアセット、装備品に対して第三国の軍艦及び軍用機が攻撃を実施した場合、自衛隊の部隊は武器を使用してアセットを防護と明記と断言しております。大臣、答弁と違います。国からの攻撃に対して迎撃できると書いているじゃないですか。どっちが正しいんですか。

○國務大臣（中谷元君） これは、第三国の軍艦又は軍用機が実際に米軍等に対し攻撃を行うとすれば、基本的には戦闘行為、すなわち国際紛争の一環として行われる人を殺傷し又は物を破壊する行為としてのものと考えられるために、そのような場合には改正後の九十五条の二により対処することはありません。そのため、お尋ねの資料の記述につきましては、幅広い分析と研究という観点から、担当者が口頭により必要な説明を行うことを前提としつつ、あえて極端な例として示したも

【未定稿】

のと聞いております。

いずれにしましても、今後の分析、研究に当たってはより慎重に進めていく必要があると考えておりますが、これまで御説明をしているとおり、本条はあくまでもテロリストによる攻撃といった武力攻撃に至らない侵害を対象としているものであり、軍艦や軍用機による戦闘行動、行為に対処するということはあります。

さらに、資料中には、第三国（軍艦及び軍用機）が攻撃を実施と記述されておりますが、これは、武力攻撃に至らない侵害であつて、戦闘行為、すなわち国際紛争の一環として行われる人を殺傷し又は物を破壊する行為に当たらないケース、これを念頭に置いているものです。そのような場合では、自衛隊法九十五の二の対象となることも否定はできないということでござります。

○蓮舫君 航空幕僚監部防衛課が作った資料は、極めて少ない例外的なものだったというんですか。

○国務大臣（中谷元君） 基本的には戦闘行為、

これが九十五の二によつて対処することはあります。せんが、実際こういつたケース等につきましては武力攻撃に至らない侵害を対象としているものというケースもございますし、また、この第三国（軍艦及び軍用機）が攻撃を実施という場合であつて、武力攻撃に至らない侵害であつて、戦闘行為、すな

わち国際紛争の一環として行われる人を殺傷し又は物を破壊する行為に当たらないケース、これを例外に置いている、これを例に置いているということでござります。

○蓮舫君 典型例としてこれは議論されたんじやないですか。そこで大臣がそうやつていろいろな説明するんだつたら、全部書けばいいじゃないですか。戦闘行為に当たらない第三国（軍艦、あるいはテロリスト、不審船からの攻撃）何でわざわざ使えない事態を例として文字化しているんですか。

○国務大臣（中谷元君） 今回、分析、研究を行つてはいるわけございまして、こういつたケース、

これが本当にいかと言われば、現実にこういった軍艦、軍用機が、実際に武力攻撃に至らない侵害、例えばロックオンとか誤射とかそういうケースもあり得るわけでございますので、そういうふた例外的なことも分析、研究を行つてはいるということではないかと思ひます。

○蓮舫君 私がこれこだわっているのは、第三国の軍艦及び軍用機が自衛隊が守つておる米軍の武器を狙つて攻撃したときに、その攻撃に対しても武器を使用したら戦闘行為になる、外形上は米軍との集団的自衛権の行使に見える可能性がある、武力行使の一体化につながるおそれがある、違憲になります。そして、同じ答弁の後段の中で、指揮官等

やいけない事例じゃないですか。

○国務大臣（中谷元君） おっしゃるように、原則的には戦闘行為、すなわち武力紛争の一環として行われる行為、これに対処するということはございませんが、やっぱり例外的なケース、こういったこともあります。されど、これに対する対処するという点で分析、研究を行つてはいるということです。

○蓮舫君 いや、明らかにおかしいと思ひますよ。しかも、これ、戦闘行為なのか、第三国からのか、テロリストなのか、不審船なのか、飛んできただミサイルしか見えない現場の自衛官はどうやって判断するんですか。

○国務大臣（中谷元君） 基本は、武力紛争の一環として行われるような戦闘行為、これはやらなければいけないことでございまして、こういつた判断等におきましては、基本的には現場の艦長なり指揮官が判断することになりますが、幅広い面においては、防衛大臣がこういつた事態に至らないように事前に、この対応においては避難をするとか中止をするとか、大臣が事前にそういう戦闘行為に至らないように指示をすることです。

○蓮舫君 九枚目の資料なんですが、大臣はやはり私の質問の答弁の中で、不測の事態等に応じて確認できない場合は政府が判断すると答弁しています。そして、同じ答弁の後段の中で、指揮官等

【未定稿】

平成27年9月4日 平和安全

が判断をする、これはどっちが正しいですか。

○国務大臣（中谷元君） まず、防衛大臣、これは、あらかじめ警護の実施の可否を判断するに際しては、まさに戦闘行為、すなわち国際的な武力紛争の一環として行われる行為が行われるおそれを含む周囲の情勢を踏まえることになっており、また、その際には、戦闘行為や武力攻撃があると認められるかは状況に応じて関係省庁とも連携をしつつ政府として判断することになる旨を述べたものでございます。

そして後段、後段は、それを前提として実際に警護を行っている際に侵害行為が発生した場合には、例えば護衛艦の艦長等が武器使用の判断を行うことになるという旨を述べたものでございます。

○蓮舫君 九十五条の二に、政府が判断するという規定は条文のどこに書かれていますか。

○国務大臣（中谷元君） 防衛大臣は、自衛官に対してそれぞれの警護を命じるとなつておりますが、そういう場合に武器使用を判断いたしますが、これは一人、二人で対応するのではなくて集団で対応しますので、それぞれの上司の命令の下に武器を統制するということです。

したがいまして、武力行使にならない場合は、本条によって武器を使用することは可能で、実際の武器使用についての判断をするのは現場の艦長なり指揮官であるということです。

○蓮舫君 政府が判断するという規定は、条文のどこに書かれていますか。

○国務大臣（中谷元君） 防衛大臣がそれを命じて、またそういった状況であるかどうか判断をするということです。私が判断をするということです。

○蓮舫君 飛んできたミサイルが攻撃国からのミサイルなのか、テロリストからのミサイルなのか判断をするのは大臣だと、条文のどこに書かれていますか。

○国務大臣（中谷元君） 戰闘行為かどうか、武力攻撃かどうか判断するのは政府でございます。発言する者あり。これは武力攻撃か戦闘行為か判断するというのは政府でございます。（発言する者あり）

○委員長（鴻池祥肇君） 速記を止めてください。
〔速記中止〕

○委員長（鴻池祥肇君） 速記を起こしてください。

○國務大臣（中谷元君） 先ほど私答弁させていい。

○國務大臣（中谷元君） 先ほど私答弁させていい。

ただきましたが、九十五条の二の二ですね、これに、この警護は米国軍から要請があつた場合であつて、米軍等から、米国軍隊等から要請があつた場合であつて、防衛大臣が必要と認めるとき限り自衛官が行うものとすると、これは一つの権限でございます。

集団的自衛権の行使を認める立法は違憲と言わ

それに加えまして、この重要影響事態等による警護の実施に係る方針には、国家安全保障会議設置法第二条第一項六号に規定する重要影響事態への対処に対する重要な事項として、国家安全保障会議、NSCにおいて審議するなど、一定の場合につきましては、警護の実施の判断に慎重を期すため、内閣の適切な関与を確保した形で運用するということが書かれているわけでございます。

○蓮舫君 今最後に大臣が答弁したのは、警護と現場の判断とは全く関係がありません。

条文に書いていなくて、ほとんどこれは裁量で大臣や政府が決めることになります。こんなことで、自衛官の危険回避措置も載つていらないような自衛隊法の九十五条の二の新設は、私は極めて憲法との抵触する可能性があると思って、やっぱりこれは一回廃案にした方がいいと改めて今思いました。

○小西洋之君 民主党・新緑風会の小西洋之でございます。

冒頭、これ通告をさせていただいておりませんけれども、おとついの朝日新聞、そして本日の共同通信でございますけれども、元最高裁長官、山口繁元長官が、この安保法制、このようにおっしゃっています。